

令和6年(2024年)10月9日

会 員 各 位

山口県博物館協会

会長 西 村 和 彦

令和6年度山口県博物館協会研修会の開催について(ご案内)

清秋の候 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、令和6年度山口県博物館協会研修会を下記の通り開催しますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

つきましては、別紙の出欠席届を11月1日(金)までに、柳井市文化財室宛てにお送りください。(FAXによる回答可)

なお、今月中を目途に当協会のホームページに開催要項、出欠席届を掲載しますことを申し添えます。

記

- 1 日 時 令和6年11月29日(金) 10:00~15:00
- 2 会 場 柳井市大畠公民館(柳井市大畠 1500 TEL 0820-45-2226)【集合・研修】
*臨時駐車場をご利用ください。(別紙地図)
(公民館前の駐車場はご利用にならないでください。)
月性展示館(柳井市遠崎 729 TEL 0820-23-7259)
商家博物館むろやの園(柳井市柳井津 439 TEL 0820-22-0016)【解散】
- 3 日程と内容 別紙開催要項をご覧ください。
- 4 お問い合わせ 研修会の出欠席に関するお問い合わせは柳井市文化財室までお願いいたします。

TEL 0820-22-0111 (サンビームやない内) FAX 0820-22-7599

担当：山口県立山口博物館内
山口県博物館協会 松田
電話：083-922-0294

令和6年度 山口県博物館協会研修会開催要項

<研修内容>

柳井市大島公民館を会場として、小田家博物館、岩国徴古館の事例発表及び情報交換をいただきますのち、柳井市内の展示館、資料館等を見学します。

1 日 時 令和6年11月29日（金） 10:00～15:00

2 会 場 【柳井市大島公民館】（柳井市大島 1500 TEL 0820-45-2226）
大島公民館駐車場利用、全体研修会場
【月性展示館】（柳井市遠崎 729 TEL 0820-23-7259）
妙円寺及び月性展示館駐車場利用
【商家博物館むろやの園】（柳井市柳井津 439 TEL 0820-22-0016）
サンビームやない駐車場利用、柳井市町並み資料館で現地解散

3 主 催 山口県博物館協会

4 日程・内容

9:30～10:00	受付	柳井市大島公民館
10:00～10:15	開会あいさつ	全体研修
10:15～10:45	事例発表①（報告20分・質疑応答10分）	
10:45～11:15	事例発表②（報告20分・質疑応答10分）	
11:20～12:00	情報交換	
12:00～12:45	休憩	
13:00～13:45	月性展示館見学	妙円寺・地元ガイド
14:15～15:00	商家博物館むろやの園見学	サンビームやない
15:00～	自由見学（町並み資料館・しらかべ学遊館）	古市金屋伝建地区

5 事例発表

事例発表①（報告 20 分・質疑応答 10 分）

「小田家博物館の維持管理と展示」（仮）

柳井市教育委員会文化財室 松 林 日菜子

事例発表②（報告 20 分・質疑応答 10 分）

「岩国徴古館の博学連携について」

岩国徴古館 学芸員 枝元 咲

情報交換（11：20～12：00）

「収蔵資料の保管と整理の将来像」

～奈良県立民俗博物館の事例を機に～

6 その他

① 施設見学会場間の移動は各自でお願いします。

交通手段がない方は、申込時にお申し出ください。

② 昼食は全体研修会場内で召し上がっていただけます。

ご希望の方には、お弁当 700 円程度（お茶付き）をご用意いたしますので出席者名簿に○をつけてください。

なお、会場近くにはファミリーレストランがございます。

③ 参加者に配付する資料等がありましたら、80部ご用意ください。

④ 自由見学の、柳井市町並み資料館（解散場所）、しらかべ学遊館（解散場所から約 200m 西側）は、両館ともに閉館時間は 17：00 になっています。

【情報交換について】

今年7月10日に、「奈良県立民俗博物館展示室休止へ スペース足りず資料廃棄処分検討『保管はコストがかかる』」との報道がありました。

[\(奈良県立民俗博物館展示室休止へ スペース足りず資料廃棄処分検討「保管はコストかかる」
- イザ! \(iza.ne.jp\)\)](#)

ここでの記事では、休止の目的は、「収蔵品の整理と老朽化した電気設備の改修を進めるため」とあり、その後の記事では、「収蔵資料の保管場所が足りていない」として、知事が「『ルールを決めた上で価値あるものを残し、それ以外のは廃棄処分をすることも検討せざるを得ない』との見解を示し」ています。また、同時に知事は、「『物を保管するのはコストがかかるので、見合うだけの価値があるものしか引き取るべきではなかった』『文化財に指定されていない資料を保管し続ける意味はどこにあるのかという議論から始めなければいけない』と述べ」ています。さらには、保管場所に旧学校、旧事務所に仮置きしている状況についても言及しています。

この寄贈（収集）品受け入れと保管場所の確保の問題は、ほとんどの館・園等が抱える問題であると考えられることから、下記の内容等について、各館のスタッフの皆様の苦勞したこと、工夫した点、将来的な計画等を情報交換することで、機能的な館・園の運営に役立てたいと思います。

- 1 収蔵庫の状況について
- 2 体系的な管理方針（受贈基準、廃棄に関する取り決め 等）

- ※ 一次資料、二次資料等のほか、刊行物等も含みます。
- ※ できる範囲での情報提供でかまいません。資料の配付も必要ありませんので、口頭での意見交換ができればと思います。